

令和５年度 第４回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和６年３月２７日（水）	
招集の場所	本庁舎３階第３会議室	
開会・閉会の時間	開会	令和６年３月２７日 午前１０時３０分
	閉会	令和６年３月２７日 午前１１時３０分
◎会 長 ○副会長	氏 名	出欠等の別
	皆 川 高	○
	佐々木 佳 代	○
	高 崎 啓 子	○
	丹 さく子	○
	石 井 みちよ	○
	◎宮 川 朱 実	○
	我 妻 道 生	×
	田 村 由 紀	○
	清 宮 操 子	○
	土 屋 和 秀	○
	○土 屋 亮 太	○
	地 主 貴美恵	×
事務局	課 長 河野 浩之	
	主 査 塙 裕樹	
	主 査 藤崎 高子	
	主 査 戸村 由貴子	
	主査補 菅谷 和人	
	主査補 小高 知弥	
	主任技師 小笹山 いくみ	
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和5年度第4回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和6年3月27日（水）

午前10時30分から

場 所 本庁舎3階第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）の答申について【資料5】（P31）
- (2) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について【資料6】（P32～P133）、【資料7】（P134～P135）

4 報 告

- (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料1】（P1）、【資料2】（P2～P18）
- (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料3】（P19～P28）、【資料4】（P29～P30）

5 そ の 他

6 閉 会

令和５年度第４回富里市介護保険運営協議会 会議録

- １．開 会
 - ２．会長あいさつ
 - ３．議 題
 - ４．報告事項
 - ５．そ の 他
 - ６．閉 会
-

１．開会

（事務局） 本日の会議におきましては委員１０名出席。介護保険条例第１６条の規定による過半数の出席を満たしておりますので、会議の成立を満たしますことをご報告させていただきます。傍聴希望者がいないことを合わせてご報告させていただきます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに宮川会長よりご挨拶の方よろしく願いいたします。

２．会長あいさつ

（会長）

～会長あいさつ～

（事務局） ありがとうございます。

３．議題

（１）富里市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（素案）の答申について

【資料１】

（２）富里市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（案）について

【資料６】【資料７】

（事務局） それでは議題の方に入らせていただきます。介護保険条例第１６条の規定に基づき今会議の議長は宮川会長にお願いいたします。

（議長） それでは議事に移ります。議題（１）富里市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（素案）の（答申）について
議題（２）富里市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（案）について、一括議題として、事務局より説明願います。

（事務局） それでは、議題（１）富里市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（素案）の答申についてご説明いたします。

資料５をご覧ください。３１ページとなります。

令和６年２月５日付けで、市長から本運営協議会に第９期介護保険事業計画について、諮問があり、本運営協議会としての意見を取りまとめるため、皆様に第９期計画の素案への意見を依頼させていただき、多くの意見をいただいたところです。

意見を取りまとめ、市長への答申（案）を作成しましたので、ご説明させていただきます。

素案については、適切なものと認め、計画の推進に当たっては、４つのことを要望することとしています。

1 つ目です。

介護予防のための活動の場や学習機会の提供を増やし、出張講座の開催など介護予防の推進に注力してほしいとの意見がございました。

これを踏まえて、「高齢者の社会参加の促進や介護予防につながる事業の推進、認知症対策、健康づくりに資する取組など通じて、住み慣れた地域で安心して、いつまでも健康で生き生きとした日常生活が送れる社会の実現に向けた施策を推進されたい。」といたしました。

次に 2 つ目です。

ケアプランを作成するケアマネージャーや現場のヘルパー、生活支援コーディネーターなどの介護職員が不足していることへの対応が必要との意見が多数あり、また、介護の基盤整備も必要との意見がありました。

これを踏まえて、「介護が必要な方が安心して介護サービスが利用できるように、介護サービス基盤の整備を進め、相談支援体制の確立のため、介護人材の確保・育成に注力し、介護の担い手への支援の充実や介護・医療を効果的に提供するための連携強化を推進し、介護サービスの適正な提供に努められたい。」といたしました。

次に 3 つ目です。

地域で活動している区長会、地区社協などと共同で支援に当たることが大事であり、地域のコミュニティ形成事業の活用を検討していただきたいとの意見がありました。

これを踏まえて、「地域での支え合い体制を確立するために、社会福祉協議会、介護事業者、地域包括支援センター、各自治会、ボランティアなどの社会資源と連携を図り、「地域包括ケアシステム」の推進を図られたい。」といたしました。

最後に「本計画が十分に尊重され、基本理念である「地域でつながり守り合う いつまでも自分らしく暮せる 元気なまち」を実現できるよう努められたい。」として、市に提出する本協議会の意見として、とりまとめました。

続きまして、議題（２）富里市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画案についてご説明いたします。

議題の資料は 3 2 ページからの資料の 6、富里市高齢者保健福祉事業・第 9 期介護保険事業計画（案）と資料の 1 3 6 ページ、資料 7 介護保険事業計画（素案）からの修正箇所が資料となります。

前回の 2 月の介護保険運営協議会では、第 9 期計画の素案について、委員の皆様からご意見等をいただいたところです。

今回はいただいた意見等を踏まえて、第 9 期計画の案を作成させていただきましたので、皆様にご報告させていただきます。

素案からの修正箇所を資料 7 にまとめさせていただいております。

資料の 7 から修正箇所を説明させていただきますので、計画書もあわせて開いて確認していただければと思います。

なお、資料の 6 3 8 ページを開いていただき、最下段のページをご覧くださいと、上段、下段にページ数がふつてあると思います。

上段の番号は計画案の番号、下段の番号は協議会資料の通し番号となっております。

ここでは、上段の計画案のページ番号から修正箇所をご説明いたします
まず、計画書 1 ページ目、・・・【資料の修正箇所説明】

なお、計画書の修正箇所は以上ですが、この計画案について、令和 6 年 3 月

6日から昨日の3月26日まで、パブリックコメントを実施し、意見等がなかったことを申し添えます。

説明は以上となります。

(議長) ありがとうございます。

ただいま、議題(1)、議題(2)について一括で説明がございました。質疑を一括で行います。ご意見ご質問等ございましたらお願い致します。

(委員) 質問ではないのですが、P19にも記載のあります、「介護職員の充実が求められています」とあるように、どこの事業者さんに聞いても、介護職員が不足していとの話をききます。介護業界全体で人事不足だと感じています。引き続き、人材不足の解消に向けた取組をよろしくをお願いします。

(委員) 同じような意見ですが、事業所単位でやっても手詰まりな状態で、どう募集しても集まらない困難な状況なので、具体的な対策を皆さんで考えなくてはならないと思っています。

(委員) 計画書を読んだところ、生活支援コーディネーターの役割が非常に大きいと思います。生活支援コーディネーターがやるのがたくさんあるのだなと、期待されているのだなと、その割に委託費が少ないのではないかと。これだけの職務がたくさんあり、責任がある、負担がかかる仕事でいい人材を確保、育成するには、それなりの対価がないと難しいと思います。

(事務局) 介護人材全般、また生活支援コーディネーターに関しては、先日の素案への意見のなかでも、委員の皆様から生活支援コーディネーターの支援を充実していただきたいとの意見ございましたので、市でも今後、特に検討していく課題かと思えます。

(議長) ほかに質疑はありませんか。……(なし)

無いようですので、これで質疑を終わります。

答申については、皆様のご承認をいただいたということで、この後、書面開催で予定している庁内検討委員会に提出いたします。

以上を持ちまして、本日の議題は終了しました。

委員の皆様には、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお戻しします。

4. 報告事項

(1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告

【資料1】【資料2】

(2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告

【資料3】【資料4】

(事務局) 会長ありがとうございました。

それでは、続きまして次第の4報告です。

各分科会からのご報告をお願いします。

まずは(1)富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告をお願いします。

(委員) それでは、先ほど開催された、分科会1、地域包括支援センター等運営協議会の内容について、報告させていただきます。

資料1、1ページをご覧ください。

保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金についてです。平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、保険者機能強化推進交付金が創設され、市町村の様々な取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、自立支援や重度化防止等の取り組みを推進しています。

富里市の令和6年度評価指標該当状況調査結果は87点で県内46位でした。また、令和2年度には、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護保険保険者努力支援交付金も創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化されています。

富里市の令和6年度評価指標該当状況調査結果は138点で県内39位でした。

また、両交付金の合計得点の全国順位は、608位となっております。

点数については市町村ごとの人口規模、地理的条件、地域資源など取組の前提条件にかかわらず、全国一律の評価指標を用いていることや評価指標に掲げている取組以外にも、市町村独自に地域の実情を踏まえ工夫した取組を行っている場合があること、また、評価指標が市町村ごとの自己評価によって行われているものもあること等、自治体の取組の適否を表すものではありません。しかしながら、国の指標に合わせ、事業を実施していくことで、歳入を増やすことが出来るので、今後も評価指標の動向に合わせ、事業の展開を進めていきたいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。

北部包括支援センターの年間事業計画書になります。事業計画につきましては、2ページから4ページとなります。

以下、中部東包括支援センターが5ページから6ページ、中部西包括支援センターが7ページから8ページ、南部包括支援センター9ページから10ページとなります。

令和6年度の主な年間事業計画といたしましては、北部包括支援センターでは、住民向けに様々なテーマで勉強会を開催していきます。また、地域で再開されるサロンの場や成田富里徳洲会病院にも御協力いただき、富里健康ちょきん体操の普及啓発に取り組んでいきます。

中部東包括支援センターでは、一般介護予防事業に重点を置き、地域の高齢者が自主的に介護予防に取り組めるよう様々な取り組みを検討します。

中部西包括支援センターでは、認知症に関する取り組みに重点を置き、地域での認知症サポーター養成講座の実施やチームオレンジの活動について検討していきます。

南部包括支援センターは、「防災で地域づくり」をテーマに、自治会や地区社協等と連携しながら防災を通じた地域コミュニティの重要性を通年で地域住民に伝えていきます。また、地域の高齢者の課題となっているごみの問題、ペットの問題にも長期的に取り組んでいきます。

次に、11ページをご覧ください。

北部包括支援センターの生活支援体制整備事業年間事業計画書になります。事業計画につきましては、11ページから13ページとなります。

以下、中部東包括支援センターが14ページ、中部西包括支援センターが15ページから16ページ、南部包括支援センター17ページから18ページとなります。

令和6年度の主な事業計画といたしましては、北部包括支援センターでは、高齢者が自らの得意とすることを活かせるような居場所づくりを推進します。また、富里市北部地区の集いの場マップを作成し、地域資源の情報を広く住民に周知していきます。

中部東包括支援センターでは、地域の実情に合わせたサービスの創出、担い手の養成ができるよう第2層協議体及び自治会などの第3層レベルで積極的な協議を実施します。

中部西包括支援センターでは、地域に不足するサービスを創出するため、地域ケア会議等で出された課題について、地区社会福祉協議会で開催されているサロンなどで共有し、地域住民と話し合いを進めます。

南部包括支援センターでは、高齢者がいつまでも希望する場所に住み続けることができるような地域を作るため、地域の支え合いの活動を支援します。また、地域住民向けに人生会議を開催し、どのように生きて、どのような最期を迎えたいか、高齢者が自分自身で思い描くことができるよう支援します。

報告事項(1)に関する説明は、以上です。

(事務局) 続きまして(2)富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告をお願いします。

(委員) 資料3をご覧ください。富里市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例となっております。

改正内容といたしまして、(1)管理者の兼務範囲の見直し、(2)身体的拘束等の適正化の推進、(3)書面揭示の見直し、(4)ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し、(5)テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施とございまして、質疑等につきましては、身体的拘束等の適正化の推進につきましては、居宅介護支援事業所も運営規定に記載しなければいけないのかとの質問に対し、記載しなければいけないとの回答がございました。市内で不適切な身体拘束の実例はありましたかとの質問に対しては、特にそのような報告は受けていないとのことでした。また、書面揭示ですがウェブサイトはどういったところに載せたらよいのかとの質問に対して、法人等で行っているホームページ等に記載すればよいとの説明がありました。また、ケアマネジャー1人当たりの件数が増えるのですが、これは時代に逆行するのではないか、ケアマネジャー業務を増やすだけ、労力を増やすだけ、逆にケアマネジャーが減ってしまうのではないかとの意見がございました。国としては、人がいないので苦肉の策でしょうとの説明がありました。テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施につきましては、相手方が使える状況かどうかの問題があるとの意見がありました。

続きまして、次のページ富里市指定介護予防支援等の事業に関する基準条例の一部を改正する条例ということで、説明がありました。今までは包括支援センターが居宅介護支援事業所に要支援の方を委託する形で行っていたのですが、この4月からは直接、居宅介護支援事業所が事業所指定を受けて介護予防のプランを作成することができるようになったとの説明がありました。では実際に指定の申請があったかとの質問に対しては、指定の申請は今のところはないとの回答でした。今後指定を受けるかもしれない事業所はあるが、今のところはないとのことでした。

資料4になります。令和6年度の運営指導の予定とのこと。次のページ、

令和6年3月に行われた市内の居宅介護支援事業所の集団指導での質疑応答の内容となっております。

説明は以上となります。

(事務局) 今回の説明で質疑等あればお願いします。

(委員) 資料1の富里市の状況のところの点数がありますが、これの1位はどこか分かりますか。地域包括支援センター等が頑張れば点数が上がるものなのかどうか。

(事務局) 評価点ですが、点数の付け方としては国の基準がありまして、自己評価になりますので、正直に点数を付けていると解釈していただければと思います。千葉県内で見ただくと順位は低いかと思いますが、全国的にみると約1,700自治体のうち600位となっております。富里市の点数が低いというよりも、千葉県の点数が高いと思っていただければと思います。

(委員) 地域包括支援センターの職員も本日多く出席していますので、何か御意見等あればいただければと思います。

(事務局) 市内の地域包括支援センターは他の自治体と比較して皆様に事業に非常に協力的に活動をしていただいております、非常に充実していると思っております。

(委員) 地域包括支援センターも居宅介護支援事業所も今回の改正では、処遇改善という観点では枠組みには入っていないにも関わらず、計画の中でもこれだけ重要なポジションになっている。地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの負担が大きいと思う。

(事務局) 予算的な事情もあるかと思いますが、確かに介護人材不足であるにも関わらず、今回もケアマネジャーについての処遇改善は厳しい状況となっております。昨年度から今年度にかけて介護現場の関係者からご意見をいただきながら、こういった形が一番効果的なのか、募集をかけても集まらない状況で、何が原因で今後進めるべきものは何か引き続き検討してまいります。

(事務局) 先ほどの質問で推進交付金ですが、県内では市川市が1位になっておりまして、努力支援交付金につきましては、習志野市が1位、合計得点の1位は御宿町と市川市が1位となっております。

5. その他

(事務局) 委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

(委員) 「とみさと高齢者応援者事業」について、新しい令和6年度から各所学校区で介護予防を目的とした高齢者向けの向けの事業を運営し、企画したりしようとする事となると思います。その中で、地区社会福祉協議会、地区保健推進員、民生委員、包括の方々、学校や病院と地域の活性化に向けて活動していければと思いますがいかがですか。

(事務局) 「とみさと高齢者応援事業」ですが、令和6年度から開始する事業で、各地区社会福祉協会で行う介護予防などの事業に対し補助を行うものとなります。この事業では各地区にあった介護予防を展開していただきたいと考えているため、おっしゃていただいたとおり、地域でご活躍されている区長会や地区保健推進員、民生委員のみなさまにもご協力いただくことでより地区にあった介護予防の事業が展開でき、地域の活性化につながることも期待できます。そのため、地域でご活躍されている様々な団体と協力していただきながら是非推進をしていただきたいと考えております。以上でございます。

(会 長) 手上げ方式ということですか。敬老事業はやらないということですか。

(事務局) 敬老事業から高齢者応援事業ということで、敬老という意味合いは皆さんもっていると思いますが、もう一步踏み込んで介護予防を年間通してやるということです。会の催しとして皆さんで集まっていたの「敬老会」はやらない、ただ、敬老事業として100歳のお祝いですとか、事業として行います。

(委 員) 敬老会をやってはいけないということではなく、各地区で独自にやるということはいいいのですか。今までやってきた地区もありますので。

(事務局) 敬老会という祝賀形式でのイベントは、無くなりますが、地域で集まって事業を行うことは問題無いですが、敬老会という言葉を使っただけのことではなく、介護予防を重点的に全面的に出して行っていただきたい。

6. 閉会

(事務局) 他にございませんか、無いようであれば、本日の会議は以上で終了とさせていただきます。